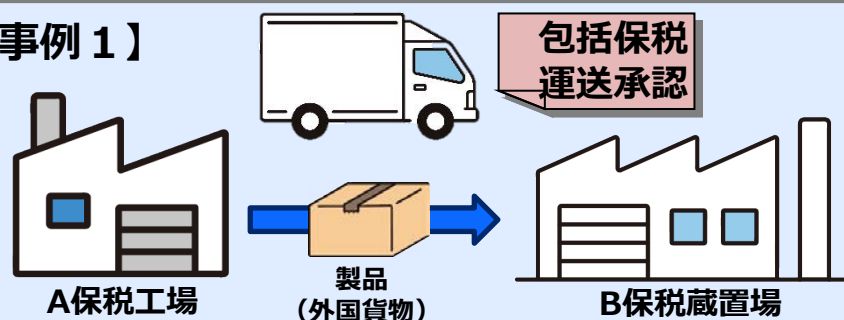




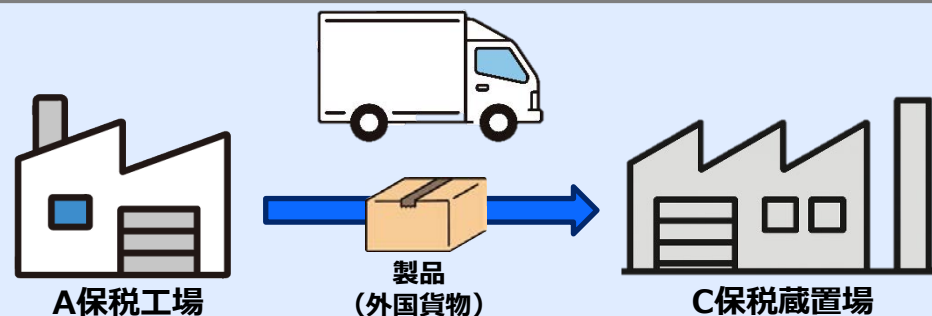
## ～保稅運送に係る非違～

- 外国貨物は、**開港、税関空港、保稅地域、税関官署及び他所蔵置場所相互間に限り**、税関長の承認を受けて、**外国貨物のまま運送することができます**。(関税法第63条第1項)
- **特定の保稅地域間で特定の貨物が概ね月2回以上の頻度で運送される場合には、1年以内の保稅運送について一括して承認を受けることができます**。  
(関税法第63条第1項後段、関税法施行令53条の2第1項、関税法基本通達63-22)

### 【事例1】

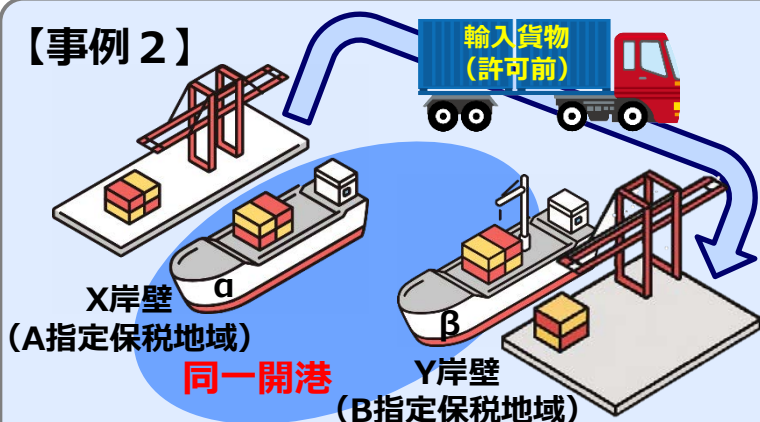


① 工場長は、自社のA保稅工場において保稅作業により製造した製品を積戻しのため他社のB保稅蔵置場へ運送するに当たり、包括保稅運送承認を申告し、税関長の承認を受けた。



② 翌月、作業員は、工場長から「別の出荷先に積み戻すこととなったためC保稅蔵置場へ運送する」との連絡を受けたが、包括保稅運送承認を受けているため、特段の税関手続は不要であると判断し、運転手に対し、製品を他社のC保稅蔵置場へ運搬するよう指示した。

### 【事例2】



① X岸壁に接岸した外国貿易船aから陸揚げされたコンテナ詰め輸入貨物は、当初、A指定保稅地域で通関予定であったが、保管スペースの都合により、輸入許可前に同一開港内のB指定保稅地域へ移動させることとなった。

② 運送者は、当該貨物を陸送するに当たり、一時的に指定保稅地域外を通過するものの、同一開港内における移動であることから、陸送であっても保稅運送の承認は不要であると判断し、当該貨物をB指定保稅地域まで運搬した。

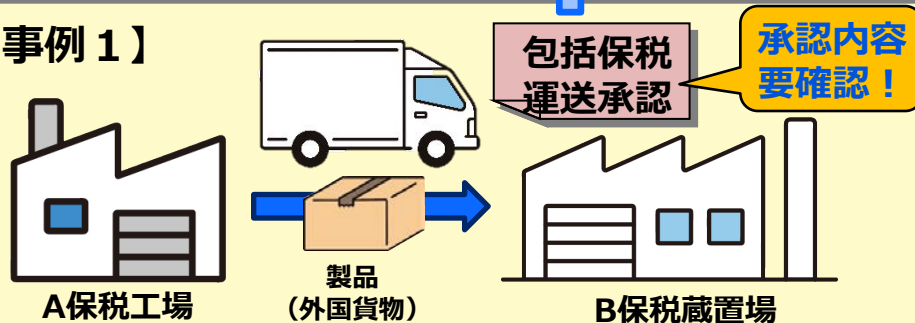
非違に該当する部分はどこかなぜ起こってしまったのか原因と対策を考えてみよう!

事例2の「同一開港内」ってどの範囲のことかな?



## ～保稅運送に係る非違～

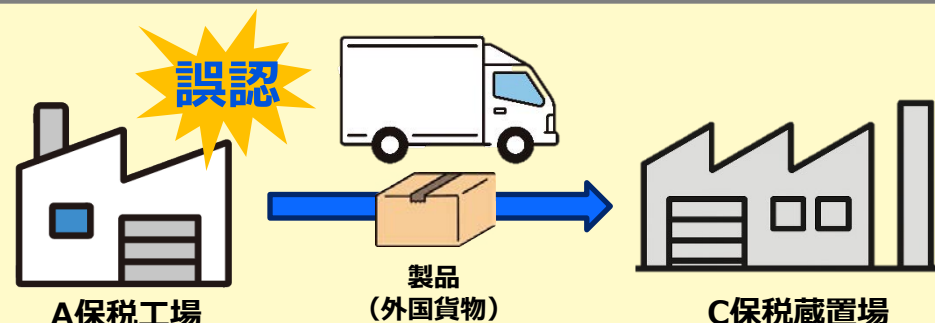
### 【事例 1】



#### 非違内容 (根拠法令) : 基礎点数

- ・ 搬出時の確認義務違反 (関税法第34条の2) : 3点
- ・ 保稅運送の未承認 (関税法第63条第1項) : 3点
- ・ 記帳義務違反 (関税法第34条) : 2点

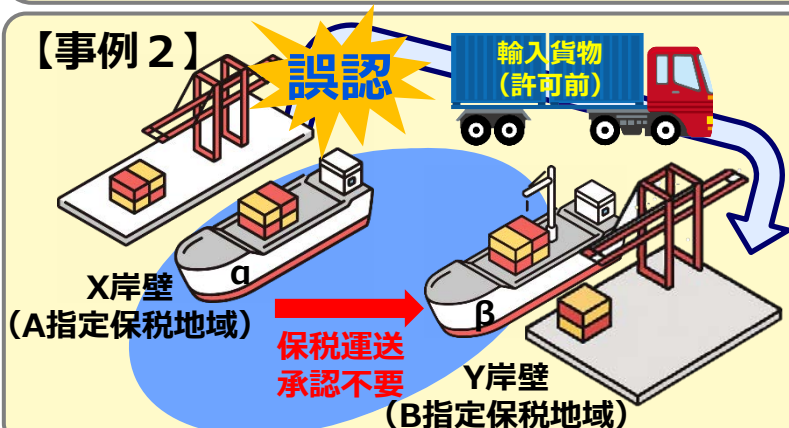
※一つの非違行為が複数の規定に違反する場合は、基礎点数の高い方により算出する



#### 非違に繋がった原因の一例 :

- ・ 包括保稅運送承認の承認内容を理解していなかった  
(包括保稅運送承認は「承認された特定区間のみ有効」であり、承認先以外の保稅地域への運送は別途承認が必要となります)

### 【事例 2】



#### 非違内容 (根拠法令) : 基礎点数

- ・ 搬出時の確認義務違反 (関税法第34条の2) : 3点
- ・ 保稅運送の未承認 (関税法第63条第1項) : 3点
- ・ 記帳義務違反 (関税法第34条) : 2点

※一つの非違行為が複数の規定に違反する場合は、基礎点数の高い方により算出する

#### 非違に繋がった原因の一例 :

- ・ 同一開港等における貨物の移動の取扱いについて理解していなかった (関税法基本通達63-3)

#### 【ワンポイントアドバイス】

開港の港域は、原則として港則法に定められた港の区域によるものであり、その内容は主として海面を中心とする区域です。このため、開港の港域内での海上輸送であれば、同一開港の中での移動となりますが、海上輸送と異なり、陸上輸送を行う場合は、同一開港内の移動として取り扱われません。

#### 【関係法令】

港則法 第2条  
港則法施行令 第1条  
別表第一

### このような対策が考えられます

- ・ 保稅運送手続き、承認内容の再確認 (運送区間・承認期間等)
- ・ 保稅担当者への定期的な社内研修の実施 (現場作業員含む)

判断に迷う場合は、最寄りの税関までご相談ください！

